



幼稚園の性格再論

多田鉄雄

昨年来本誌において種々の角度から幼稚園のありかたがと
り上げられてきている。

坂元彦太郎氏は、いわゆる「幼稚園ブーム」が終って、幼
児教育の危機が一部から叫ばれるに至った事情を解明し、現
在の、幼児の絶対数の減少という事実^に立脚して、この際こ
の事情を好転せしめるためには、むしろ幼稚園教育が量から
質へ、すなわち一学級の幼児数の適正化へと進んで行くべき
であり、また、じゅうらい一年保育のみをおこなっていた地
方や園は、二年保育をもはじめよう^な工夫や努力をつくす
べきであり、さらに、幼稚園がほとんど設置されていなかっ
た地方に働きかけて、その設置を促すべきこと、すなわち小
学校児童絶対数の減少にとまな^な、^以室の幼稚園保育室への転

用を主張されている。まことに時宜に適した発言であるが、
ひるがえって考えると、幼稚園の質の向上の問題、一年保
育か二年保育か、さらに三年保育かの問題は、実はずっと以前
から重大な問題で未解決のままであったものともいえる。

本誌の編輯部が最近一ケ年の長きにわたって、この一年保
育二年保育の問題を毎号とりあげて来られたのも、おそらく
この問題解決に資したい意向からであったと考えられる。

山下俊郎氏は「将来において幼稚園教育の年齢の幼児はす
べて幼稚園で教育されるようになること」を大きな希望とし
ているが、学校教育法と児童福祉法という二本の軌道の上
を、幼稚園と保育所とが別々に走っている現実のもとでは「保
育内容と保育の方法」が基本の問題であり、「ひとしくわた

くしたちの幼児である限り、保育の方法は一本であるべき」ものとしておられる。

このように山下氏が、わが国の幼児教育を考える場合には保育所を抜きにすることは出来ないと言われ、観点から、保育所に言及されていることは、ともすれば現在二本建になっている制度をそのままに認めて、幼稚園問題のみを論ずる危険にたいし、暗々裡に警告を与えていられるものとして敬意を表するに値する。しかし山下氏が「学校教育法・児童福祉法制定以来、幼稚園・保育所のいちじるしい数的発展の裏にひじょうに大きい問題がはらまれてゐる」としておられることは、両法制定後十年の今月においてこの制度自体が再検討されるべきことを意味していると理解してあやまりであろうか。

それのみか、実はこの両法の規定している制度は、その法制定の当時においても、すでに必ずしもわれわれを満足させるものではあり得なかつたのである。

エピソードめいたことを述べれば、たしか当時この両法の制定に専門委員として関係されておられた山下氏は、幼稚園制度と保育所制度との合理的解決に努力・苦心されたにもかかわらず、必ずしも満足すべき結果に到達し得なかつた事情

に関して、官庁のセクシヨナリズムを嘆いていられたように記憶するし、故倉橋惣三氏は教育刷新審議会委員として学校教育法を手がけられておられたとき、「幼稚園のためには、まだまだ不満が多いが、学校体系の一環として採上げられる点に一步前進があると認められるから、まあ幼稚園成長の橋壁頭をきざりたと思つて、今のところはこれでゆこうと思つ」と言われたことがある。

これを要するに幼稚園制度も、幼稚園との関聯における保育所制度も、将来においては当然に改善されるべきものとの前提に立つて制定されたものと云える。

波多野完治氏は本誌の前月号において歴史的・社会的観点からわが国の幼児教育制度を解明し、ソ聯の制度を引用して、極めて示唆に富む発言をされている。たしかに氏の指摘されているように、現代社会は家庭教育を補うためのものではない、独自の教育としての幼稚園教育を要請している。しかしそのことは幼稚園教育（保育所も含めて）が、家庭教育を補う機能を排除しているものではなくない。すなわち現在の社会における家庭なるものが、その理想から遠いものであるにせよ、社会構成の重要な単位として家庭が現存し、家庭生活が営まれているかぎり、本来はその家庭がおこなうべ

き、あるいは家庭生活においておこなわれるべき教育・保護が、特別の条件のために保証されない場合、これを補うべき措置が、換言すればかかる機能を行使すべきものとしての幼稚園施設・保育所施設が、同じく社会的要請として当然に生れてくるのである。具体的にいえば、終日家を外に働く両親の幼児の教育・保護のための保育所がそれであり、教育的に軽視出来ぬ兄弟姉妹の相互関係、同年輩児との交友関係を持たぬ一人子、特に三才児・四才児のための幼稚園がそれである。

このように見てくると——ここでは幼年教育と幼稚園教育との理念的乃至実際の差異などについて論ずる余裕を持たぬが——、すべての幼児に幼稚園（保育所）教育をという、いわば一律的な取扱いでの教育の機会的等の意味からする要請と、特別の条件にある幼児にたいしても、一般の幼児に近い条件を与えるという、いわば特別な取扱いにもとづく教育の機会均等の意味からする要請との二つが共存しているといえる。

したがってこの点からすれば、一年保育より二年保育の方がより良いということは別として、特別の条件にある幼児のための二年保育乃至三年保育に優先して、まず、凡ての幼児

に等しく教育の機会をという立場から、入園希望者が多すぎるときは、まず一年保育を以てするようにと指示したかつての文部省の措置は、幼稚園を学校段階の最初のものとしてのみ、いわば就学年令の引下げとして考えたのではないかぎり、必ずしも当を得た指示とはいえないのである。またそうであれば、経済的理由により一年保育も受けられぬ幼児にたいする対策が——ちょうど、小学校における就学奨励補助金制度のようなものが——同時になされねばならなかったはずである。

以上のことは、幼児教育制度が幾多の重要な未解決の問題を内に蔵しながら、現在にいたっていることを示すものであろう。しかもこれらの問題は、実はその解決を将来にゆだねておいてよいものとは決していえないのである。むしろ問題が未解決のままではいると云うことから、いろいろの、いっそう幼児教育制度を混乱させる事態が次々におこるのである。たとえば学校教育法の中における幼稚園の性格が、学体系の一環として就学年令引下げの性格を持つ一面に——これは具体的には新しい幼稚園教育要領の幼稚園と小学校との連絡強化の線としても現われている——、他面では満三才から満五才までとうたっていて、そこでは戦前の幼稚園のよ

うに保育所的機能をもはたすべき性格が示されてもいる。その上、この学校教育法においては、幼稚園の保育所にたいする関係は無視されたままである。小学校からする指導要録が幼稚園にたいしてのみ要求され、保育所に対しては及ばない矛盾がそこから生じているのである。また新しい幼稚園設置基準は——すでにいろいろな問題をひきおこしているが——たとえば満三才児の組は十五名までがせいぜいで、極端に多くても二十名以上を一組に編成することは無理であり、保育室の構造も広さも満五才児のそれとはおおいに異なるはずのものであることが十分に考慮されて制定されているものとは見ることが出来ない。たとえ立案にあたった人々は十分に考慮に入れたのであったにしても、あの条文からそれを読みとることは出来ないし、現実にあの基準をそのように含みの多いものとしてとりあつかわずに、たとえば保育室の広さについても機械的に一定の坪数を要求する府県当局の存在する事例をも見ている。

もともとそれぞれの理由と事情にもとづいて、異った起源と沿革をもちながら、特にまた私立施設が大きな役割を果して来て現在にいたっておる幼稚園と保育所とを、今その複雑な現状を無視して、ここでただちに一本化することは、たと

え大多数の人々の声であるにせよ、容易でないことはもちろんである。さらに幼稚園だけで考えてみても、学校教育法のうちにあのように位置づけておいたままで、ただちに一般の学校概念とは異なった要素をも併せ持つべき幼稚園なるものを確立させることにもいろいろの問題があらう。さらには、そのいずれの場合においても、およそ改革・改善を実際に裏打ちしていくものは財源であつて、財政的見地を顧慮せずには、いかなることでも実行不能である。

それにもかかわらず、問題の解決を将来にゆだねてはならぬとするゆえんのもの、とにもかくにも、少くとも理念的には解決され、合理化された姿での幼稚園 保育所の制度が明示されるべきだと考えられるからである。いわば幼児教育制度の進むべき方向だけは明示されなければならぬということである。たとえば、学校の教室が転用される場合でも、かかる方向が明示されてこそ、単なる応急の措置ではなくて、その計画が将来正しく生きるものとして企画・実施されるであらう。またかかる方向の明示があつてこそ、波多野氏の、いわゆる野党的精神を、ことに多分に持つ私立幼稚園も、独自の教育精神がゆがめられることのないまま、その正しい発展の進路を見あやまらぬことであらう。